

Annual Report

2018-2019

「地域共生社会」の実現に向けた重度障害者の大学相当の学習機会を創出するための実践研究

2018年度 みらいつくり大学

医療法人稲生会 (2019年2月発行)

住所札幌市手稲区前田4条14丁目3-10

代表：011-685-2799 FAX：011-685-2798

MAIL：toseikai@kjnet.onmicrosoft.com

INDEX

1. 2018 年度 学習プログラム	
第 1 回：オリエンテーション〈1 回目〉〈2 回目〉	… 2 頁
第 2 回：当事者運動の歴史	… 4 頁
第 3 回：社会で「信頼」はなぜ必要とされるか	… 8 頁
第 4 回：障害の社会モデルからケアの倫理へ — 分断に抗うための思考について —	… 12 頁
第 5 回：どのようにして 24 時間介護を勝ち取ったか	… 18 頁
第 6 回：ここに、こうしているわたし	… 22 頁
第 7 回：映画『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話』	… 27 頁
第 8 回：中間まとめ	… 31 頁
第 9 回：成人の学習とは何か	… 35 頁
第 10 回：社会保障制度の世界史・英仏日比較	… 41 頁
第 11 回：支援と研究のコ・プロダクション — 当事者研究という取り組み —	… 44 頁
第 12 回：学習成果発表に向けて	… 49 頁
2. 2018 年度連携協議会	… 51 頁
第 1 回：2018 年度の学習プログラムについて	
第 2 回：重症心身障害者の学習プログラム等について	
第 3 回：2019 年度以降の学習プログラムについて	
3. コーディネーターについて	… 60 頁
4. まとめと 2019 年度に向けて	… 62 頁

2018 年度の終わりによせて

みらいづくり大学の受講を終えての感想

DPIでの活動の一環から初めは仕方なく受講する羽目になりましたが、実際に受講してみると、障害にあったカリキュラムだったので、自分が過ごしてきた人生を思い返しながら大変わかりやすく受講することができました。

50年以上前のことになりますが、私が6歳のとき、「普通の子」であれば小学校へ入学する歳ですが、私は学校に入れてもらえませんでした。当時、「就学免除」という制度があり、障がい重い人間は学校へ行かなくとも良いということになっていたのです。しかし、お解りだと思いますが、これは要するに体のいい「排除」であって、「あなたは特別に学校へ行かなくても良いですよ」なのではなく「あなたのような子は学校に来ないで欲しい」というのが、本音なのでしょう。

その頃私には上に兄弟が5人いたので、兄弟たちが代わる代わる勉強を教えてくれ私にとっての先生でした。

兄弟が留守のときには、日中のNHK教育番組を見ながら理科や社会などを学び過ごしました。また、その頃の親の仕事は、廃品回収業をやっており、例えて言えば、ちり紙交換です。母親が、車の免許を取り、私を車に乗せ、一緒に仕事に行ったものでした。同じ年頃の子供達からは、学校に行かずに親と一緒に行動していることに対して、随分冷やかされたものです。

その頃の私からは、まさか自分がこの年になってから大学で講義を受けられるなんて夢にも思っていませんでした。

義務教育すらまともに受けられなかった自分にとって、このみらいづくり大学で、色々な方々からのお話を伺い、感想を持ち、自分の意見を述べたり、返答を頂いたりなどの経験は私にとってとても貴重なものとなりました。

カリキュラムの中で一番印象的だったのは、こんな夜更けにバナナかよの監督、前田 哲さんが障害者を理解され、映画を作ってさまざまな人達に障害者の生き様を表現し、みせて下さった事です。

その監督が作られたこの映画をご覧になった多くの方々は、私達障害者を見る目、考え方も変わったことでしょう。

大変感謝しております、亡くなられた鹿野さんも同じ気持ちだと思います。

今年度で私達は、みらいづくり大学での学びを終了致しますが、何かの形で私なりのお手伝いをさせて頂ければと思っています。

みらいづくり大学のスタッフの皆さん、大変な思いをされたことと思いますが、私達障害当事者にこのような学びの場を設けて頂きまして厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

藤井 雅之



第 1 回 : オ リ エ ン テ ー シ ョ ン

< 1 日 目 >

日 時 : 2018 年 8 月 7 日 (火) 18 : 30 ~ 20 : 00

場 所 : 長 岡 市 立 学 校 教 育 研 究 発 展 セ ン タ ー 3 階 研 究 室

(長 岡 市 立 学 校 教 育 研 究 発 展 セ ン タ ー)

講 師 : 土 橋 浩 幸

場 数 : 2 4 名



< 2 日 目 >

日 時 : 2018 年 8 月 8 日 (水) 13 : 00 ~ 14 : 30

場 所 : 市 民 活 動 プ ラ ザ 第 2 階 (長 岡 市 立 学 校 教 育 研 究 発 展 セ ン タ ー)

講 師 : 土 橋 浩 幸

場 数 : 10 名 (長 岡 市 立 学 校 教 育 研 究 発 展 セ ン タ ー)



第2回：当事者運動の歴史

日時：2018年8月30日（木）18：00～19：30

場所：教育文化会館 4階 研修室 403

（札幌市中央区北1条西13丁目）

講師：西村 正樹 氏

認定非営利活動法人DPI日本会議 副議長。社会福祉法人アンビシャス 理事/総合施設長。第6回 DPI世界会議札幌大会 組織委事務局長（2002年）や自治労中央本部 社会福祉局長を歴任。

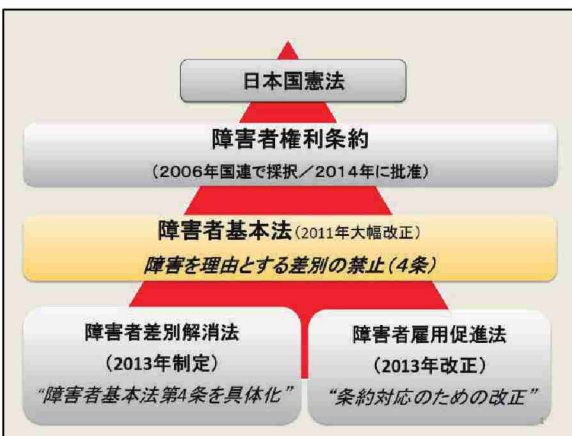
参加者：24名

内訳：受講生9名（うちWeb参加1名）、外部参加1名、スタッフ14名（うちWeb参加1名）

講義資料：



- 障害児・者施策の変遷
 - (1) 措置制度（入所施設）～本人の意向ではなく行政権限により制度利用の可否を決める～
 - (2) 国際障害者年（1981年）に提唱された「障害者の完全参加と平等」と国連・障害者の十年（1983～1992年）及び北米発足のノーマライゼーション理念の普及
 - (3) 米国障害者差別禁止法（Americans with Disabilities Act ADA）の成立（1990年）と日本の障害者団体の衝撃
 - (4) 措置から契約「支援費制度（2003年）～あなたが主役！選べる制度！～」から障害者自立支援法の施行（2006年）と障害者団体の反発へ
 - (5) 第6回DPI（障害者国際・ナショナル）世界会議札幌大会の開催
 - 日程：2002年10月15日～18日 会場：きたえーる
 - 参加：110の国と地域から3,113名
 - 札幌宣言：障害者差別禁止と権利確立に関する国際条約と国内法の整備
 - (6) 障害者権利条約の採択（2006年）
 - ・私たち（障害者）のことを私たち（障害者）抜きで決めるな！（Nothing about us without us!）
 - ・条約の基本理念（物差し）～他の者との平等を基礎として差別禁止と合理的配慮の確保～
 - ・障がい者制度改革～障害者基本法改正（2011年）、障害者総合福祉法（2012年）と障害者差別解消法（2013年）の制定、障害者権利条約の批准（2014年）～
- 障害当事者運動の変遷と現状
 - (1) 青い芝の運動～愛と正義を否定する～
 - (2) 自立生活（IL）運動の理念と実践～自己決定と自己選択及び自己責任～
 - (3) DPI運動の理念と実践～障害者を超えた当事者主体の権利の確立～
 - (4) 障害を個人（医療）モデルから社会（生活）モデルへの転換
 - (5) 障害者権利条約の履行とインクルーシブ（包摂）社会の実現
- 障害者の地域生活と当りまえ（普通）の暮らしを実現するために
 - ～障害の程度や種別に関わりなく本人を主体とした生活の実現～



Discussion :

受講生：2002年のDPI世界会議札幌大会。仲間をどのように募ってどんな思いでやってきたのか。

講師：1994年のシドニー大会で参加を呼び掛けにいったときに福祉先進国以外の国の話を聞いた。戦争や貧困などの課題がまだ残されている国はたくさんある。いままで「日本の福祉が遅れている」って何を基準に言ってきたんだろう。これは人権の問題だ。この問題意識を共有する人、賛同する人が集まって目指す社会を作っていくと思った。

いろんな困難な状況は、逆にエネルギーに変えることができる。困難な状況にいる障害者だからこそ結集できる。その結集がこの大会を作っていった。西村だけではできなかった。でも参加した人には「自分がいたからこの大会が実現できた」という達成感を味わってほしいと思ったし、それが実現できたと思う。

受講生：22年前、自立生活の考えに出会って人生が変わった。これからの障害者のために社会を変えたい。

受講生：体調が悪くなる前から関わっていたDPIがあったから、復帰しようという意欲をずっと持ってこれた。それがなければ、体調と一緒にメンタルも悪くなって、自分の将来をポジティブに想像するのが難しかったかもしれない。学校を卒業した後、どれだけ人と関わっているか、関わっていくかというのがすごく大事なことだと思います。

受講生：自分もこういう立場になってから、不便なことが多いというのはよく感じていた。でも人任せだった。運動を行っている人たちの力で良くなればいいかなくらいにしか思っていなかった。でも自分が社会に発信して、自分も



そういう力にならな
きやいけないだっ
て思いました。

受講生：5年前まえでは車椅子も使ってなくて、中学2年までは普通に健常者っていわれる生徒と一緒に授業を受けていた。ちょうどその中学2年のとき、歩くスピードも遅い体力もないからという理由で、学

校の先生に修学旅行のスケジュールを渡されて「このスケジュールは無理だね」と言われた。参加したいなら親と一緒にきてもらわないと困ると。このことを今、バツと思いついた。これは半分、排除と同じなんじゃないかなと。いろんな制度が整備されて学校や企業が守れているのかは、いまだに疑問な点が多いかな。

講師：私自身も世界大会を誘致しようと思ったとき、「これは運動だ」という意識は全然なかった。じゃあ何なのかといったら、単純に、やりたかったんです。障害者のため、社会のためとか一切考えていない。「あ、これやりたいな」

って思ったんです。「自分が納得した生き方をしたい」。事故で車いす生活になった瞬間、もう自分の人生終わったと思った。でも世界大会を、やりたいと思えた。それで、自分の人生を取り戻した。障害者運動をやらなくちゃいけないかではなくて、たった一回の人生、自分がどう生きていきたいのか。それを追求していった先に、世界大会があり、障害者差別解消法があったということ。

講義後レポート：

障害者運動は、偏見や差別という壁を壊し、障害者の自由を勝ち取るための戦いであると改めて認識した。DPI世界会議札幌大会の開催は義務感や使命感ではなく、自分がやりたかったからという言葉が、印象に残った。義務感や使命感だけでは、障害者運動は続かないと思った。ディスカッションでは、障害者運動を巡って、様々な意見が出たのが興味深かった。自分としては、障害者運動は義務ではないが、障害者運動があったからこそ今の状況があることを知ってほしいという思いと、自分が必要とする部分で障害者運動にかかわってほしいという思いが沸き起こってきた。障害者運動の最終的な目標は、障害者運動をしなくても障害者に必要なことが提供され、普通に生きていける社会だと考える。そう考えると障害者はもとより、障害のない人にもかかわってほしいという思いもある。今後は、これからの障害者運動について考えてみたい。

最後に語られた「やりたかったから」「納得した人生を」という言葉はとても印象的でした。障害は個性だ、という言葉を私はあまり好きではありませんでした。なぜなら個性はあって喜ばしいものですが、障害はそうではありません。無ければ無いに越したことはないからです。ただ、障害を受け入れてそれを自分の一部にできた時、これは私の個性の一つだと胸を張って言えるのだろう、それができない大きな要因はやはり社会にあるのだと思いました。「もしもお金持ちだったらどんなに幸せだろう。もっとルックスが良ければどんなに幸せだろうか。でもまあ、今の自分も好きだし、これはこれで幸せだ。」そんな風に考える人は少なくないのではないのでしょうか。私にとつての障害もそのようなもので、障害がなければどんな人生を送っていただろうと思いを馳せることはありますが、それでも今の自分は幸せだと思えることができます。

社会の障壁が取り除かれ、障害のある人・ない人といった分け隔てがなくなり、そして身近に幸せに生きる障害者がいることで、たとえ自分に障害をもった子が生まれたとしても親が希望をもてる社会であってほしい。これからも「やりたい」と思い続けられる限り、障害者福祉を始めとする様々な活動に取り組んでいきたいと思っています。

私は職場復帰を目標にして来て以前の職場に復帰することができたが、会社からは「どんなことでも出来ることをやってほしい」と言われて事務作業をやっていたが、パソコンでちょっとした打ち込み作業をやっているだけで褒められ、上司からは後輩教育を任せられ、それで給料をもらっていた。私は会社にいるだけのように感じ、やりがいはあまり感じなかった。障害者としてではなく一般社員と同じような仕事内容を求められ、同じような扱われ方をしてこそ職場復帰だと思う。今でも障害者だから評価されることが多い。確かに、手も足も動かない人が旅行などするのはすごいと思う。ただ、それに対して過剰に反応するのは違和感を感じる。

私は、生まれつき障害を持って産まれたが、保育園、幼稚園から高校までいわゆる普通学級に通い「障害のない人」の中で育った。親からは「普通に普通に」と言われ、私自身も疑問を抱く事なく、弟や周りの友人たちと同じように補助輪付きながら自転車に乗って遊びに行ったりブランコに立ち乗ったり、側転をしたり…周りの「健常者」に合わせて(という自覚は当時なかったが)無理をしてでも同じことをする事が当たり前だと思っていた。傍から見れば、杖

をついて歩いている自分は明らかに障害者であろうが、当の自分は自分の障害を自覚しておらず、それが自分にとって「普通」だったから。しかし、そんな私は健常者側から見ると「障害があるのに出すぎだ」と言われる事もあり、一方で障害のある友人からすると、「未来ちゃんは良いよね」と言われ、気持ちの上で健常者と障害者の狭間で生きてきたような気がする。その立ち位置が正直、居心地が良く感じる事もあれば、逆に苦しく感じる事もあり、次第に自分の発言や行動に自信が持てなくなり、行動を起こす事に臆病となり受身になってしまっていた。時に反発しながらも、決められた事に従いが楽だと感じるようになっていた。でも、それでは何も変わらないという事も頭ではわかっている。かといって、何か行動を起こす勇気もない。いかに自分が守られ、狭い世界で生きてきたかと感じた。大それた事は出来ない、折り合いをつけながらも、自分の為だけでは出来ない、身近な仲間の為にも、気付いた事があれば、声を上げる勇気も大事だと西村さんの講義を受講し、気付かされた。今後、様々な人で出逢い、自分に何が出来るのかかわからないが、世界を広げていきたいと思う。

当事者としてだけでなく、女性として、人として自分自身が納得する人生を歩んでいこうと思った。DPI札幌大会を開こうと思ったきっかけが「社会を変えようとか、人のためではなく、ただ自分がやりたかっただけ。」という事に新しい発見をした。私自身、これまでの当事者運動に精神的に加わる事ができず悩んできたが、「自分に納得できる人生を歩んでいけば良い」という言葉で、本当にやりたいと思っていることをしようと思った。自分の意思を時にまじめに、時に楽しく、時に一緒におかしくできないかと考えを巡らせたい。「運動」という意味にはもっと小さなこと、ささいなこと、おもしろいことも含んでおり、「特別な人や障害者(当事者)だけがやるものだ」とか「私にはできない」と思ってしまうものではないと考えている。

(一部抜粋)

<身体記録>

		講義開始(18:00)										休憩(18:47~18:57)				講義終了	
出席状況	行動者	移動手段	17:40	17:50	18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	19:00	19:10	19:20	19:30	19:40		
1	○	○	バス・20分 到着 (17:45)									発着 (19:15)					
2	○	○	到着 (17:35)							姿勢調整・飲水		姿勢調整・発着 (19:18)					
4	○	○	到着 (17:45)							入室・発着 (18:59)	飲水						
5	○	○	到着 (17:20)					飲水		ストレッチ			発着	飲水			
6	○		職員送り迎え (車椅子)	到着 (17:52)									発着				
7	○	○		到着 (17:52)	飲水 (18:00) (18:07)	ヘルメット (18:15)	ヘルメット (18:22)	資料参照・吸	吸	部屋出る・入室	飲水		吸・飲水	体温調整 上着前開ける			
8	○		職員のみ	到着 (16:40)									発着				
3	○	○	地下鉄・30分	到着 (17:40)				飲水・ストレッチ			飲水	飲水		飲水			
9	ZOOM		自宅	開講 (17:00)													

第 3 回 : 社会で「信頼」はなぜ必要とされるか

日 期 : 2018年9月21日(金) 18:00 - 19:30

場 所 : 北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟4階 W410

レクチャー・セミナー・講演会

講 師 : 西田 隆 氏

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

レクチャー・セミナー・講演会

日 時 : 29.6

レクチャー・セミナー・講演会

講 義 要 旨 :

熊谷氏のインタビューから。

- 「本来、人は何かに依存しなければ生きられないから、自立は錯覚です。」
- 「自分一人ではすべてできないと示すこと、助けてもらう依存先を多く持つこと。」

=> なぜ依存する相手をそこまで信頼できるのか
=> そもそも信頼できない相手には依存できない

・・・といったことをきっかけに「信頼」を考えてみることに。

(日本に) 信頼はある？



2016年11月4日神戸新聞(夕)

社会を<成り立たせている>もの(1)

	長期的なもの	短期的なもの
皆が持っていない	ルール・法・制度	暴力
皆が持っている	神話・歴史	お金

社会はどのようにして成り立つのか(『社会契約論』)・・・「お宝問題」

「人間の本性とは万人の万人に対する競争である」(『自然状態』=社会なき状態)

=> ではどうすれば平和はもたらせるのか？



社会を<成り立たせている>もの(2)

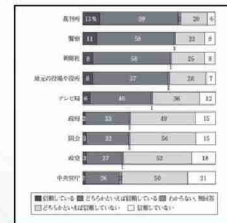
- 「私はみずからを統治する権利をこの人間または人間の合議体に完全に譲渡することを条件のもとに認める。その条件とは、きみもきみの権利を譲渡し、彼のすべての活動を承認することだ」
- => 「自然権」を<皆が一斉に>放棄しなければならぬ！(『人間のジレンマ』状態)

		容疑者B	
	自由する	自由する	自由しない
容疑者A	自由する	ABとも懲役5年	Bのみ懲役10年
	自由しない	Aのみ懲役10年	ABとも懲役2年

・・・簡単に言うと：人と人との間に<信頼>があれば、社会は成り立たない

高い垂直的(政治)不信(1)

社会の組織に対する信頼感



【出典】NHK文化放送研究所「政権交代後の有権者の意識(2)」2010年

高い垂直的(政治)不信(2)

【政治信頼の各国比較】(%)

	政党	議会	政府
イギリス	17.9/82.2	36.2/63.8	33.7/66.2
アメリカ	15.4/84.7	30.3/79.5	38.2/61.8
スウェーデン	33.2/66.8	56.3/43.7	42.5/57.5
ドイツ	12.8/87.2	21.9/78.1	23.6/76.6
日本	18.3/81.7	23.2/76.7	31.1/69.0

【出典】世界価値観調査(WVS)2006-06年

- 「信頼する」は「ほとんど信頼する」、「信頼しない」は「ほとんど信頼しない」の回答を含む
- 小数点の処理上100%にはならない

高い水平的(対人)不信

他人を信頼するかどうか(%)

	イギリス	アメリカ	スウェーデン	フランス	日本
大体いつも信用できる	1.1	3.8	4.8	1.9	1.1
大体信用できる	43.7	44.4	61.0	34.8	31.2
大体信用できない	47.6	42.1	27.8	50.5	52.7
信用できない	5.6	9.7	6.5	12.9	15.1

【出典】国際社会調査プログラム(ISSP)2004年

質し人々に対するは政府の信頼(%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
アメリカ	26	42	17	11
イギリス	43	38	5	3
フランス	49	34	14	3
スウェーデン	56	30	8	4
日本	15	44	31	7

※「思わない」「無回答」を含まないため100%にならない
【出典】Pew Research Center「World Publics Welcome Global Trade but Not Immigration」2007

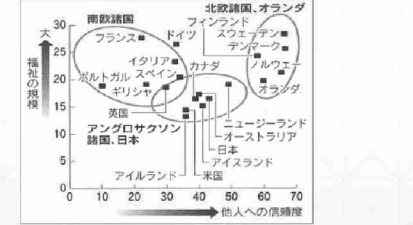
生活保護受給者に対して厳しい？

	とても厳し	やや厳し	どちらかといえば厳し	どちらかといえば厳しくない	とても厳しくない
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しすぎる	31.8%	33.7%	21.7%	12.7%	1.7%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しくない	45.7%	24.7%	18.0%	1.1%	6.8%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しすぎる	35.7%	35.7%	18.7%	11.1%	4.8%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しくない	35.7%	34.1%	19.7%	14.4%	3.8%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しすぎる	35.7%	41.2%	18.7%	3.2%	4.6%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しくない	45.8%	19.5%	13.7%	2.2%	12.8%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しすぎる	31.2%	35.2%	25.2%	10.2%	3.2%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しくない	25.2%	34.2%	25.2%	11.2%	4.2%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しすぎる	21.2%	27.2%	31.2%	7.2%	16.8%
生活保護受給者に対する生活保護の水準が厳しくない	31.2%	43.2%	18.2%	3.2%	1.2%

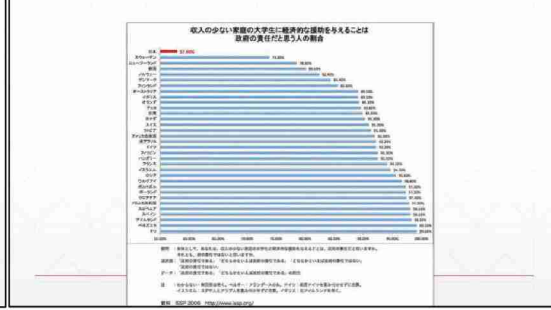
【出典】山田社喜郎「生活保護制度に課する市民意識調査」日本福祉大学社会福祉研究 第132号(2015年)

「信頼」が欠けているとどうなるか

信頼と福祉の関係：信頼が高・中・低だと福祉も高・中・低の相関関係



【出典】Alpan&Chircu 2007:53 ; 頁2012



信頼による自由とリスク

- 「ベビシッターが自らの仕事を適切にこなすことを信頼できるなら、養育者は赤ん坊をベビシッターに預けて外出し、赤ん坊の世話をするときには得られない自由な(もしくは労働の)時間を得ることができる。他方、ベビシッターが仕事を怠った場合、養育者は手強い報いを受けることになってしまう。そうなることを、養育者はベビシッターに赤ん坊を預けず自分で世話したほうが良かったと後悔することになる」(M.ドゥツ)
- => 信頼の定義
「他人」の行動を「予測」しており、「予測」された内容がポジティブなものであり、かつその「他人」は自らの行動に「責任」を持っていると想定できること
- => 実はその価値はかなり高い・・・しかし信頼なければ社会もない
- 社会の「あり得なさ」を体感すること

(それでも)「信頼」がなければ社会は成り立たない

- まとめ(らしきもの)
- 信頼とは・・・「未来に生かさない成果を、あたかもすでに生きているかのように現在において先取りすること」(N.ルーマン)
- 社会を動かすもの：カネ、テカラ、ルール + 信頼
- 垂直的・水平的不信が高い社会は、民主主義的な社会ではあり得ない
- 民主主義とは「共同体みんなで決めたルールをみんなで守ること」
- => 信頼がなければ、みんなで決めることも、守ることもできない
- => 信頼がなければ、社会に必要なものを、必要とこころへ届けられない(そして民主主義は信頼されなくなる?)

D I S C U S S I O N :

Discussion content area with horizontal lines for notes.

— 分 断 に 抗 う た め の 思 考 に つ い て —

日 時 : 2 0 1 8 年 1 0 月 5 日 (金) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

場 所 : 北 星 学 園 大 学 C 館 5 階 C 5 0 1 講 義 室

1 人 間 学 部 学 生 会 2 階 3 1 1

講 師 : 田 中 伸 一 郎 氏



印 度 番 号 : 3 7 6

講 義 用 紙 :

自己紹介

- 所 属 : 北星学園大学社会福祉学部
- 専門分野 : 障害者福祉、障害学
- 研究テーマ : 当事者運動の比較史、<重度知的障害者>支援の規範論など
- 実践経験 : 知的障害者更生施設職員、障害者労働センター専従員、重度障害者の介護者など
- 現場出身の自負とその意味・・・問題意識の根底

愛名やまゆり園の紹介

- 1980年代～
神奈川県「やまゆり計画」…知的障害者更生施設の県内整備計画
↓
津久井やまゆり園(相模原市)
愛名やまゆり園(厚木市)
中井やまゆり園(足柄郡中井町)
- 愛名やまゆり園・・・定員200名規模の成人知的障害者施設
重度知的障害、重度自閉症、重症心身障害を持つ方たちの生活施設
20人の小ユニット(寮)の生活規模

神奈川県立愛名やまゆり園

愛名やまゆり園での仕事

- 勤務年数
1987年4月～1990年3月
- 職名 : 「生活指導員」
- 勤務シフト :
早出(6時～15時)、日勤(8時～17時)、遅出(17時～21時)、夜勤(18時～9時)
- 職務内容 :
衣服の着脱、洗面、排泄、食事、作業、余暇活動、入浴、就寝など、生活のあらゆる場面での「生活指導」。
↑
「先生」と呼称された根拠

「分断」への気づきのエピソード

- 新人研修での施設長講話
「うちの施設で生活している知的障害者たちは幸せだ」
↓
「今、神奈川県内のほとんどの施設では、入所者を週に2回しか入浴させていない。しかし、うちの施設では、職員たちが頑張って、週3回の入浴を保障している。だから、うちの施設の知的障害者たちは幸せなんだ」
- 「分断の思想」 = <私>と<障害者たち>を切り分ける思想

「分断」を『差別』の手前の『区別』と表現したある障害者

- 施設退職後、大学院生活+介護者生活
↓
筋ジストロフィーの障害者、重度脳性マヒ者、重症心身障害者への「泊り介護」
- 筋ジストロフィーの方の言葉
「在日朝鮮人・韓国人は区役所において、(指紋押捺を強制され)民族差別を体験している。しかし、俺たちは(入りの段差に阻まれ)区役所にさえ入れない。俺たちが受けているのは『差別』のずっと手前の『区別』なんだ」。

物理的分断と価値的分断 — その相乗効果について —

- 物理的分断
障害者の生活の場を一般社会から切り離すこと。
- 価値的分断
障害者を一般市民と同等の価値を持つ存在として見ずに、障害者の存在価値を一般市民から切り捨てること。
- 物理的分断と価値的分断の相乗効果
物理的分断による障害者の不可視化
⇒ 一般の人たちの障害者に対する価値的分断を助長
□
障害者を物理的に分断する制度や施策をさらなる増大

「分断」に抗う思考① : 社会モデル

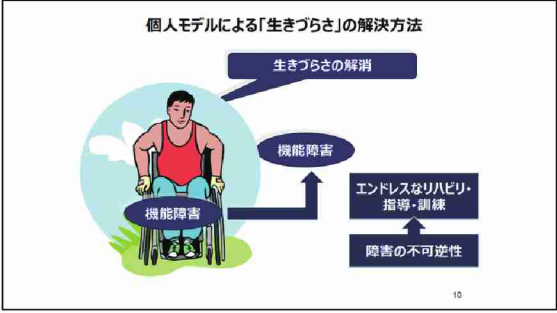
「障害者問題」(= 障害者の生きづらさ)を捉える二つの枠組み

- 個人モデル(伝統的な障害観)
障害者の「心身機能の障害」が、彼ら/彼女らの「生きづらさ」を生み出すという考え方
- 社会モデル
障害者を取りまく社会が障害者の「生きづらさ」を作り出しているという考え方
↓
このアイデアの起源は、「隔離に反対する身体障害者連盟」という組織 Union of the Physically Impaired Against Segregation(UPIAS)

日本で唯一のUPIAS研究 → CMです...

UPIASの「障害」の定義 — インペアメントとディスアビリティを区別する —

- インペアメント
一部、或いはすべての四肢の欠損、もしくは四肢あるいは身体器官、身体機能の不全。
- ディスアビリティ
身体的なインペアメントを持つ人的一切を全く、または殆ど考慮せず、社会活動の主流から排除している現代の社会制度によって生み出された不利または活動の制限。
(UPIAS and Disability Alliance, 1976 : 20)
- 身体障害者が日々経験する問題は「個人的な問題」でも「医学的な問題」でもなく、それは「社会的状況としてのディスアビリティの問題」だ(UPIAS, 1973 : 3)。



Q. なぜ、多くの知的障害者は生涯、施設生活を強いられ、自らの「知的障害」の克服を強いられてきたのか。

一つの解として「障害者支援が個人モデルに基づいているから」
↓
知的障害者がその生きづらさを解消するためには、自らのインペアメントである「知的障害」を「指導・訓練」によって克服し、自らの能力を高めることが必要。

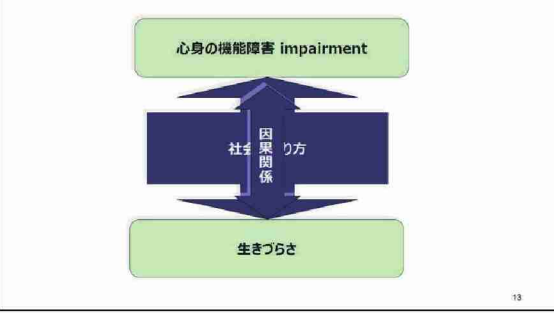
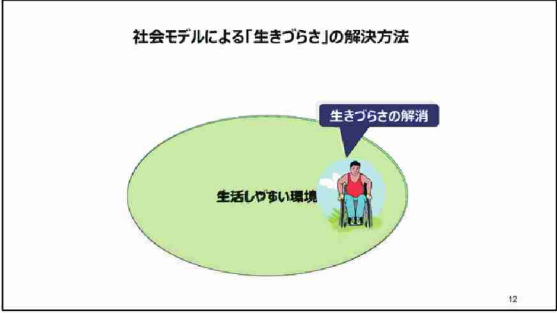
個人モデルに基づく障害者支援

障害者施設等での訓練・指導

障害の克服・能力の獲得

地域移行の扉が開かれる

でも、地域移行率は1～4%



社会モデルがもたらした三つの転換

- 「生きづらさ」の原因の転換**
Peoples with impairment **are disabled by society**, not by their Bodies(純粋障害者を持つ人々は、彼らの「身体」によってではなく、「社会」によって生きづらさを与えられている)。
- 「生きづらさ」を解消する責任の転換**
「生きづらさを解消する責任」= 「障害者個人の努力」から「社会の変革・改善」へ
「障害者が世界に適応するのではなく、世界が障害者に適応することを求める」認識へ
- 「生きづらさ」を捉える視点の転換**
「障害者=できない人」から「できない社会」(disabling society)へ

個人モデルと社会モデルの支援の違い

車いす利用者であるAさんの「山に登りたい」というニーズに対して

【個人モデル的発想】

Aさんの現在の力で山に登れるだろうか？ Can~?

リハビリをして歩けるようになってからだな。(個人の改善)

【社会モデル的発想】

How~?

Aさんが山に登るためにはどうすればいいだろう？

そうだ！ 介助チームを編成しよう。(環境の改善)

社会モデルによる障害者支援の可能性の拡大

- 個人改善には限界があっても、**「社会的改善」には限界がない。**
- 社会環境の改善においては、**多様な方法が開かれている。**
- 社会環境の改善は、**本人に過剰な負荷をかけない。**
- 社会環境の改善においては、**ニーズへの相応性・即時性が見込まれる**…こともある。

障害者権利条約における「合理的配慮」とは

「合理的配慮」とは、障害者が**他の者と平等を基礎として**全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう(障害者の権利に関する条約第2条)。

なぜ、社会は障害者に対して合理的配慮をしなければならないのか

「この世は両耳聞こえる人用にできると。私のためにはできらん」(鈴鹿、「半分、青い」)

障害者基本法第3条1項 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

故に、この社会は「障害者を持たない人々」と異なった心身機能を持つ障害者には、不適合である

故に、障害者の「生きづらさ」の多くは社会が作り出していると言える。(社会モデルの考え)

社会が障害者を「社会の一員」として認めるのであれば…

「生きづらさ」を解消するための合理的配慮義務が社会にあり、「生きづらさ」の解消のための合理的配慮を求める権利が障害者にはある。

社会モデルへの疑問

- 社会モデルへの疑問
 - ・重度知的障害者、重度の自閉症者、進行性の障害を持つ障害者たちの「**いきづらさ**」を**社会モデルは包摂できたのだろうか？**
 - ・社会モデルは**重度知的障害者などの権利擁護に有効だろうか？**
- 社会モデルの問題点
 - ・本質論的性質…「生きづらさ」の原因は社会にある。
 - ・因果論的性質…原因が社会にあるがゆえに、「生きづらさ」の解消責任も社会にある。
 - ・個々の障害者の「インバメント経験」の軽視

社会モデルの限界？

- 本質論的性質(「生きづらさ」の原因は社会にある)と因果論的性質(故に社会は「生きづらさ」の解消に責任を持つべき)の鮮明なインパクト
- ↓…しかし
- Q1. 障害者の「生きづらさ」のすべてを社会が作り出していると言えるか？
e.g., インバメントそのものに起因する痛み、不安、恐怖、混乱…
重度自閉症者の「情動」「感覚」「こだわり」による「生きづらさ」
- ↓
- 個々の障害者の「インバメント経験」の軽視**
- Q2. 社会が作り出していない障害者の「生きづらさ」に関して、社会モデルは社会に対して何も要求できないのではないか？

社会モデルにも「分断」の種が内包されている？

- 社会モデル…障害者の「生きづらさ」は社会が作り出している。
- ↓
- 社会環境によって、障害者の「できる」能力は阻まれている。
- ↓
- 社会環境の改善によって、障害者は「できる」ようになるはずだ。
- 確かに、知的障害者の「できなさ」(例えば「意思決定」の困難さや、行動障害等)の多くもまた、環境(関係)の改善によって解消できる…のだが。
- しかし、環境(関係)の改善によってもなお、「できなさ」の残る障害者たちや、「生きづらさ」の残る障害者たちは、社会モデルの射程範囲から「**分断**」されていくのではないか。

「分断」に抗う思考②：「原因」と「責任」の切り離し、そして、「ケアの倫理」へ

- 社会に還元することのできない障害者たちの「生きづらさ」は、原因と責任をセットで捉える社会モデルでは取り扱いつらい。
- ↓
- 「原因」と「責任」を切り離す論理の必要性
- ↓
- 社会に「原因」を帰属させられない障害者の「生きづらさ」に対して、社会はケアすべき…と、ひとまず置いて、その理由を考える。
- ↓
- 個人が、その個人の方で、自らの苦しみや不安をケアすることができない状態に置かれ続けることは「**残酷**」であり、このような「残酷」な状態を社会が放置しておくことは、**不正義であるから**、ゆえにその「残酷さ」をケアすることについて社会は責任を持たなければならない= 社会は「残酷さ」を回避・予防するために、「**ケアの倫理**」が要請される。

本来、社会福祉の支援原理は「ケアの倫理」を基盤としていたはず…

e.g.,

- 生活保護法の「**無差別平等の原理**」
貧困に陥った「原因」を問わず、貧困の状態に即して支援する。
- 身体障害者福祉法における**障害認定**
特に内部障害は、障害をもたらした「原因」を問わず、障害者の状態像で判定する。
- ケースワークにおける「**非審判的態度の原則**」(F.R.Biestek, 1957)
クライアントの行動や思考に対して「ワーカー」は善悪を判じないとする考え方。

↓

「原因」と「責任」を問わず、「しんどさ」「生きづらさ」そのものをケアすべしとする「**ケアの倫理**」

まとめにかえて：社会モデルから「ケアの倫理」

- 「生きづらさ」の原因と責任を結びつける社会モデルの意義
 - ⇒ 障害者の権利主張を正当化する論理
 - ⇒ しかし、最重度の知的障害者や自閉症者、進行性の障害を持つ人たちを包摂しきれていない(「分断」の種が残っている)。
- ↓
- 多様な生きづらさを抱える障害者に配慮する「**ケアの倫理**」
 - ⇒ 支援の現場(ミクロからマクロまで)において、「生きづらさ」の原因を問わず、個々の障害者の個別的特徴で複雑な「生きづらさ」に専心し、それに応じようとする倫理
- ↓
- 暫定的な解として…知的障害者の権利擁護のために
 - ⇒ 社会モデルの限界性から「**ケアの倫理**」へ。
 - ⇒ 権利性の根拠となる社会モデルと「**ケアの倫理**」を相互補完的に(二者択一を拒否する)。
 - ⇒ 「**ケア資源**」の平等な分配を。

参考・引用文献

- ・Biestek, Felix Paul, 1957, The casework relationship, Loyola university press(= 尾崎新・堀田由子・原田由中訳：『ケースワークの原理』誠信堂)
- ・田中第一郎(2008)「社会モデルから「合理的配慮」を包摂し、残された「障害者」を研究」第3号。
- ・ — (2009)「遺棄の刑罰と「知的障害者」への正当な権利の保障」第15号(1)。
- ・ — (2012)「「遺棄の刑罰」をめぐっての考察」第15号(1)。
- ・ — (2017)「知的障害者に対する身体障害者認定の申請」第15号(1)。
- ・ Union of the Physically Impaired Against Segregation, UPIAS, 1973, Internal Circular 3, UPIAS London.
- ・ UPIAS and Disability Alliance, 1976, Fundamental Principles of Disability, London, UPIAS & DA.

DISCUSSION :

本稿は、社会モデルの限界性から「ケアの倫理」へ転換する必要性を論じた。社会モデルは、障害者の「生きづらさ」の原因を社会にあり、責任も社会にあるとする。しかし、最重度の知的障害者や自閉症者、進行性の障害を持つ人たちは、社会モデルの射程範囲から「分断」されていくのではないかと懸念される。この「分断」を回避するために、社会モデルの限界性から「ケアの倫理」へ転換する必要がある。ケアの倫理は、支援の現場(ミクロからマクロまで)において、個々の障害者の個別的特徴で複雑な「生きづらさ」に専心し、それに応じようとする倫理である。また、ケア資源の平等な分配も重要な課題である。

1. 目的
 2. 概要
 3. 内容
 4. 結果
 5. 結論



6. 参考文献
 7. 謝辞
 8. 連絡先

9. 謝辞
 10. 連絡先
 11. 参考文献
 12. 謝辞
 13. 連絡先

項目	内容	担当者	備考	項目	内容	担当者	備考
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

第5回：どのようにして24時間介護を勝ち取ったか

日時：2019年10月18日（木）18:00～19:30

場所：教育文化会館4階 研修室402
(札幌市中央区北1条西13丁目)

講師：深瀬 和文 氏

筋萎縮性側索硬化症（ALS）を患い、人工呼吸器24時間使用しながら家族と共に地域生活を営む。口文字を駆使したコミュニケーションを活用。口文字の普及啓発にも尽力。日本ALS協会理事、日本ALS協会北海道支部前支部長、北海道難病連理事、北海道障がい者促進検討委員会委員。



参加者：20名

内訳：受講生6名（うちWeb参加2名）外部参加1名、スタッフ13名（うちWeb参加1名）

講義資料：

筋萎縮性側索硬化症(ALS)とは...

手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気で、しかし、筋肉そのものの病気でなく、運動をつかさどる神経だけが障害をうけます。その結果、脳から「手足を動かせ」という命令が伝わらなくなり、力が弱くなり、筋肉がやせていきます。その一方で、体の感覚、視力や聴力、内臓機能などはすべて保たれることが普通です。

週間サービス計画(平成29年10月)

日	月	火	水	木	金	土	日
4:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
5:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
6:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
7:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
8:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
9:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
10:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
11:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
12:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
13:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
14:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
15:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
16:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
17:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
18:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
19:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
20:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
21:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
22:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
23:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
0:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
1:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
2:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介
3:00	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介	生活助介

在宅生活を送る上で見えてきた課題

重度訪問介護、パーソナルアシスタンス制度(札幌市独自事業)の利用

サービス時間 増 / 家族の介護負担 減 総支給時間 720時間

- サービス時間は増やしても、ヘルパーの人手不足により、サービスを入れることができないという問題
- ALS患者(人工呼吸器、胃ろう)「住み慣れた わが家 で暮らしたい!」
- 事業所「たんの吸引ができるヘルパーがいない」、「重度訪問介護の対応はしていない」

在宅生活を送る上で見えてきた課題

“口文字”をご存知ですか

- 札幌市では16人に1人が障害者手帳を持っており、そのうち約4割の方が意思を伝え合う際に時間がかかるなどの難しさを感じている。
- パソコンなどの意思伝達装置を使い、スイッチや視線入力により意思を伝えるという方法
- 「口文字」は患者さんと介護者以外に道具など不要。家でも外出先でもどんなときでも会話をするようにコミュニケーションをとることが可能。またこの方法はALS等の難病に限らず多くの疾患に応用できる。

飛行機や新幹線での様子

口文字講習会の様子

“口文字”を習得しての感想

9月27日 NHKほっとニュース北海道

6:17 深瀬和文氏「口文字」

口文字で伝える 難病患者の言葉

コミュニケーションを取れる喜びを知ってもらおうのが今の自分の原動力

さいごに... (国に求めたいこと)

- ALSの原因究明と治療法の確立のための研究推進
- 介護職等のたんの吸引の研修制度やコミュニケーション支援施策の拡充
- ヘルパーの人手不足の解消のため実態に見合った報酬の評価・改定

Discussion :

受講生：今日、この場で初めて口文字っていうコミュニケーションの方法の存在自体を知った。凄く難しい。五十音のボードが全然頭に入っていないから見たいんだけど、瞬きも見えていないと通り過ぎたら申し訳ない。3文字だけだったら3文字目の時点で2文字目を忘れる。文章を作るのもよく出来るなと思った。

受講生：最初の頃なかなか上手いかわなくて、イライラした事なかったですか。

講師：それは常にありますけど、それは忍耐でなんとかしています。

受講生：口文字で夫婦喧嘩をした事はありますか。

講師：口文字で喧嘩はありますが、都合が悪くなると奥さん口文字してくれなくなります。

受講生：口文字を自分でやろうと思っていなかったが、今日やってみたらちょっと覚えたいな、と。口文字を習得するのは大変ですか。

講師：そんな事はない。今年に入ってコミュニケーション条例が札幌市でできた。助成で講習会を開いている。是非覚えたい人は参加して下さい。

外部参加者（高校生）：口文字っていうのは凄く、人とコミュニケーションを取れる画期的な方法だなと感じました。

受講生：更にこれを広めるとしたら、障害の無い人同士でも、口文字を使ったイベント、口文字のコンテストじゃないけど、何かイベントとして普通に皆が試してみるっていう方が自然。英語を覚えるみたいな感じで口文字を覚える様な機会があれば、色々な人が正直興味を持つと思う。気軽に経験出来た方が面白い。



講義後レポート：

口文字を楽しいと思わせてくれる深瀬さんの研修は、この口文字の世界や介助者という仕事に関心を持たせる効果があると思う。口文字の通訳者という仕事があるなら、車椅子の私でも頑張ればなれるかもしれないと思った。より身近に感じたので、ALSに関わる活動にも何かできることがあればいいと思った。

普段、自分は発声して介助のことを伝えているが、それでもうまく伝わらず、ストレスになる。口文字は、画期的な方法ではあるが、当事者にとっては、とても疲れると思うし、ストレスは強いと思う。口文字とテクノロジーを融合させて、表情の違いをカメラで読み取り、母音をすぐに理解でき、微細な動きでも合図として拾える機器の開発を望みたい。今後は、口文字の発展と周知に微力ながら協力したいと思った。

普段、私は歩く姿が他の人とは違う為か、街中で凝視される事が子どもの頃から度々あり、それが自身の中で嫌で、他人をじっと見る事を今まで意識的に控えるようにしていた為、正直、今回、口文字体験の際、深瀬さんをじっと見る事に最初は緊張してしまいましたが、言葉を読み取ろうと必死になればなる程、意識なくなり、大切なのは心だという事、気にしすぎは自分の方だという事にも気付かされました。また、今まで私は、手話には触れた事はありましたが、手話は知識が必要で、現在、誰もがわかるものではありません。講義の中で深瀬さんも仰っていましたが、今回の口文字は、慣れやスキルは必要かもしれませんが、道具は必要なく誰でもが出来ることだと思ったので、コミュニケーションツールが多様化する現代、口文字も人との交流を保つツールの一種として、広く知られると良いと思いました。

(一部抜粋)

<身体記録>

出席状況	介助者	移動手段	講義開始 (18 : 02)											講義終了 (19 : 36)		
			17:40	17:50	18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	19:00	19:10	19:20		19:30	
1	○	○	車椅子 5分	到着		掛け物		前で見学	口文字 (18:30)		退室→入室 (19:03)	サクシヨン (19:03)	発表 (19:17)	発表 (19:27)		
2	—			*体調不良の為欠席												
3	ZOOM		自宅		ZOOM接続							発表				
4	ZOOM		自宅		ZOOM接続					口文字 ZOOM参加 (18:45)		発表				
5	○	×	高校より直接通字 お迎え・目黒 (天候:雨)		到着、自転車 で ココア購入 (17:50)				口文字 (18:36)			発表				
6	○	○	自家用車 2.0分		到着 (18:03)	飲水	お手洗い (18:28)				飲水	吸・発表			飲水	
7	○	×	福祉の車 4.0分	到着 (17:00)		給水	体験口文字					発表				

第 6 回 : ここに、こうしているわたし

日 時 : 2018年11月2日(金) 18:00~19:30

場 所 : 札幌市東区字西条2-6-16 2階 中田書館2

〒05-0016 札幌市東区西条2-6-16

講 師 : 高田 明子 氏

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。



出 席 : 30名

中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

講 義 内 容 :

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

D I S C U S S I O N :

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

高田明子氏は、札幌市東区西条2-6-16 2階 中田書館2にて、2018年11月2日(金) 18:00~19:30に「第6回:ここに、こうしているわたし」と題して講演を行いました。

.....

.....

.....

.....

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				

第 7 回 : 『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき異話』

日 時 : 2018 年 11 月 22 日 (木) 18 : 00 ~ 19 : 30

場 所 : 教育文化会館 4 階 研修室 403 (札幌市中央区南一条西 5-1-1)

演 講 者 : 藤 田 一 広

.....



申 込 費 : 34 名

.....

演 講 内 容 :

.....

.....

D I S C U S S I O N :

.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....

.....
.....
.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....
.....
.....

.....



.....
.....
.....

.....

.....
.....
.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....

.....

1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

.....

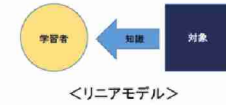
.....

考えたいこと

1. 未来をつくる学習とは？—なぜ、「大学」が必要なのか？
2. 学校型学習と異なる成人の学習とは—リンデマンの主張を参考に
3. これから、どのような学びの場をつくるのか？

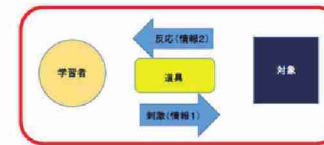
1. 未来を創る学びとは？

・「学習」のイメージ

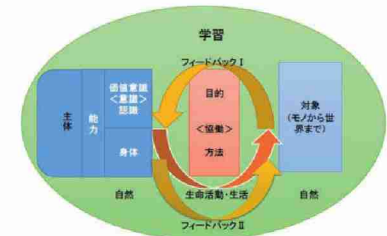


<リニアモデル>

- ・システムとしての回路を形成するものとしての学習
- <視覚障害者—杖—道路>=情報の回路=システム
- 刺激:反応:強化(修正)=システムの自己修復
- 何かの獲得は、システムの形成(修復を含む)過程で生じる。

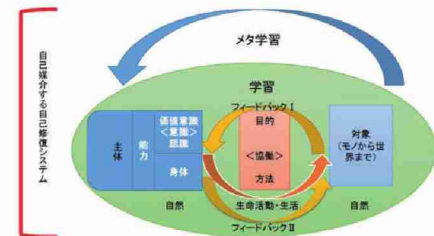


獲得=身につく=回路として定着



2. 学習資源としての経験

- ・リンデマン:「成人教育の最高の学習資源は経験」
- 日常生活の不断の構成=経験は能動的に構成されたもの
- cf.アートとしての編織り=バランスをとる工夫による安定
- 自己修復の回路を、刺激に対するフィードバックによって強化
- 自己修復回路を構成し維持する個々の経験が学習資源
- 自己修復過程に学習が埋め込まれているとすれば、それを資源にした学習とは何か？
- ⇒学習経験の対象化:自己形成の在り方を自己媒介する回路形成



1. 未来を創る学びとは？

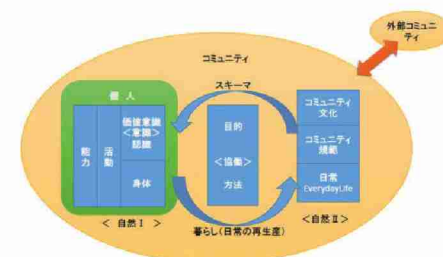
- ・生活を創る生活の主体の形成
- ・日常生活(暮らし)は協働を基盤
- 協働する集団的主体の形成



- ・自分たちの発達モデルを自分たちで創る学び
- 創造=研究活動が不可欠
- 経験を持ち寄り、それを対象にシステムを再構成する学び(研究)の場が大学

3. これからどのような学びの場をつくるのか

- ・日常生活(経験)を基盤にした大学
- ・自己修復の回路を拡張する回路としての大学
- ・社会のありかたを変革し、新たな方向を創造する大学
- ・新たな社会を創造する集団的主体を形成する大学
- ・具体的には...



DISCUSSION :

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査後レポート :

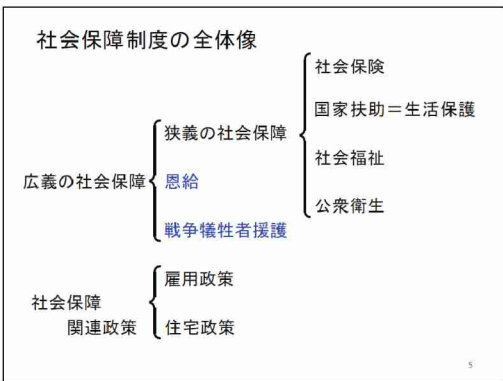
.....

.....

.....



	ベヴァリッジ報告(1942)	ラロックプラン(1945)	1950年勧告(1950)
設計	①自助努力=自己責任の強調 ②社会保障の目的と諸政策の協働作用の重視 ③人的適用範囲の拡大と運営組織の一元化		自主的責任
理念			国民皆年金皆保険
問題	①出生率の低下 ②高齢者比率の増大 ③社会危険に対する対応能力		
背景			
制度	①政労使の共同作業	①労使自身の仕事	国民には生存権、 国家には生活保障の義務がある
理念	②戦前との連続性否定	②戦前との連続性肯定	
基本	Flat原則	報酬比例制	報酬比例制 +定額制
内容	均一額の最低生活費給付 均一額の保険料提出		



講義後レポート：

日本の社会保障制度には他国と比べて、全国民に生存権として無条件に国家が生活保障を行うという特徴があることを改めて学んだ。私は、そのことを当たり前として考えてきたような気がするが、それは自分がその保障を受けていることや、必要としている人が身近にいることを知っているからだと思った。

国民が払う税金を「生活保障が必要な誰かのために」「いつか必要になるかもしれない自分のために」などの目に見えない状況で使われることに、社会的な合意を得るのは難しいことだと思った。フランスでは、自身の所属で保障し合う組合がいくつもあるという構造があると聞いて、所属先の人数が少ないと保障がおぼつかない側面がある一方、自分の所属の特徴や連帯を意識し協力しやすい側面があると思った。ただ、やはり介護保険のように高齢者のみで財源を確保することは困難であるし、障害者も心身の疾病により経済的な生産性が健常者よりも落ちてしまうために、財源を担保することはできない。そのため、支払える者は税金を国に託し、国がその使い道を決めて国民平等に分配することで、社会保障が受けられる仕組みを「前提」としていることは画期的だと思った。

障害福祉制度を介護保険制度と同様に保険料を徴収する仕組みにし、統合するべきかについては、障害福祉制度の対象者には様々な年齢層や障害種別があり、支援内容が異なるために難しいと考えている。障害者総合支援法は、日中の活動や就労などを含めて「日常生活または社会生活」を営めるように制定されたものであるが、介護保険法は「可能な限り、その居宅において」生活できるようにという意味が強い。

まずは、大前提として、保険料を支払う担い手が安心して生活できるように、誰もが年齢相応に成長し、教育を受け、就労支援が受けられ、働くことができるように国が保障するべきだと考える。社会保障費は、そのサービスを担う労働者（ホームヘルパーや支援員）を生み、それを利用して障害者や高齢者となっても社会で働き、消費者となって経済を回していく。保障が必要な対象者のみに焦点を当てるのではなく、もっと広い視点で、国のお金の動きをわかった上で、考えなければならない課題だと思った。

<身体記録>

		講義開始 (18:00)							休憩 (18:40~18:50)						講義終了 (19:38)	
出席状況	介助者	移動手段	17:40	17:50	18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	19:00	19:10	19:20	19:30	19:40	
1	入席中	-	-													
2	入席中	-	-													
3	○	-	介護タクシー	到着 (17:40)							発着 (19:05)					
4	○	○	自家用車	到着 (17:30)						発着・飲水 室調理室 (18:50)			発着			
5	○	母	自家用車			到着 (18:06)				発着			発着 (19:26) 母コメント			
6	○	○	自家用車	到着 (17:40)			ヘルパー外出 (18:11) 戻り (18:19) +飲物購入		お手洗い (18:40)	発着・飲水 (18:51)	飲水 (19:09)		飲水 (19:20)	体位交換		
8	○	-	職員の手	到着 (16:30)												
7	○	○	自家用車	到着 (17:30)						廊下に出る (18:30)						
9	○	○			到着 (17:50)	飲水 (18:00)		飲水 (18:20)	飲水 (18:30)							

参考文献

- ・加藤智章・菊池馨実・前田雅子『社会保障法第6版』有斐閣アルマ
- ・横井清『中世民衆の生活文化・下』講談社学術文庫
- ・秋本英一『世界大恐慌』講談社学術文庫
- ・喜安 朗『パリの聖月曜日』平凡社
- ・テツオ・ナジタ『相互扶助の経済』みすず書房

北海道大学

Discussion :



— 当 事 者 研 究 と い う 取 り 組 み —

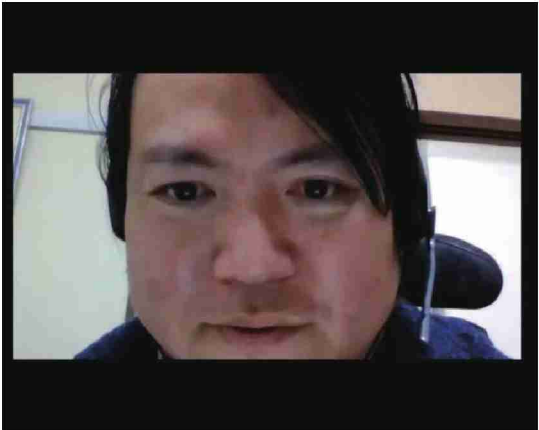
日 時： 2019 年 2 月 15 日 (木) 18:00 ~ 19:30

場 所： 教育文化会館 4 階 演 習 室 403 (大 塚 大 学 大 塚 校 舎 1 号 館)

講 師： 櫻 井 昌 一 郎 氏

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。 講 義 中 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

参 考 書： 246



講 義 趣 意：

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。 講 義 中 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

D I S C U S S I O N：

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。

本 日 の 講 義 は、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 概 念 と 意 義、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 実 践 的 な 取 組 み、 支 援 と 研 究 の コ ・ プ ロ ダ ク シ ョ ン の 未 来 的 な 展 望 等 について 講 義 する。



調査報告レポート

.....

.....

.....

No.	氏名	所属	発表題目	発表時間	発表場所	発表者	発表時間	発表場所	発表者	発表時間	発表場所	発表者	発表時間	発表場所	発表者
1	山田 太郎	工学部	スマートファクトリー	10:00-10:15	403	山田 太郎	10:00-10:15	403	山田 太郎	10:00-10:15	403	山田 太郎	10:00-10:15	403	山田 太郎
2	田中 花子	経済学部	持続可能な社会	10:15-10:30	403	田中 花子	10:15-10:30	403	田中 花子	10:15-10:30	403	田中 花子	10:15-10:30	403	田中 花子
3	佐藤 健一	理学部	量子力学	10:30-10:45	403	佐藤 健一	10:30-10:45	403	佐藤 健一	10:30-10:45	403	佐藤 健一	10:30-10:45	403	佐藤 健一
4	鈴木 美咲	文学部	日本文学	10:45-11:00	403	鈴木 美咲	10:45-11:00	403	鈴木 美咲	10:45-11:00	403	鈴木 美咲	10:45-11:00	403	鈴木 美咲
5	高橋 誠二	農学部	農業機械	11:00-11:15	403	高橋 誠二	11:00-11:15	403	高橋 誠二	11:00-11:15	403	高橋 誠二	11:00-11:15	403	高橋 誠二
6	伊藤 由美	法学部	憲法	11:15-11:30	403	伊藤 由美	11:15-11:30	403	伊藤 由美	11:15-11:30	403	伊藤 由美	11:15-11:30	403	伊藤 由美
7	渡辺 大輔	工学部	ロボティクス	11:30-11:45	403	渡辺 大輔	11:30-11:45	403	渡辺 大輔	11:30-11:45	403	渡辺 大輔	11:30-11:45	403	渡辺 大輔
8	小林 真由	経済学部	マーケティング	11:45-12:00	403	小林 真由	11:45-12:00	403	小林 真由	11:45-12:00	403	小林 真由	11:45-12:00	403	小林 真由
9	加藤 隆夫	理学部	天文学	12:00-12:15	403	加藤 隆夫	12:00-12:15	403	加藤 隆夫	12:00-12:15	403	加藤 隆夫	12:00-12:15	403	加藤 隆夫
10	松本 千恵	文学部	現代文学	12:15-12:30	403	松本 千恵	12:15-12:30	403	松本 千恵	12:15-12:30	403	松本 千恵	12:15-12:30	403	松本 千恵

第 1 2 回 : 学 習 成 果 の 発 表 に 向 け て

日 時 : 2 0 1 9 年 2 月 2 2 日 (金) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

場 所 : 教 育 文 化 会 館 4 階 特 設 室 4 0 3 (4 階 3 7 号)

フ ァ ー ミ リ ア ー タ ー : 土 屋 敦 幸

参 加 者 : 1 3 名

.....

演 義 趣 意 :

.....



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



3. コーディネーターについて

コーディネーターの役割

2018年度のコーディネーターは、当該プロジェクトの対象が重度の肢体不自由障害者及び医療的ケアを日常的に必要とする障害者であり、彼らの学習が滞りなく進むように支援するという観点から、人工呼吸器等を必要とする障害児者の身体的状況の把握や適切な環境整備のための知識と経験を有する者が中心となって連携を構築することに重点を置いて専任しました。また、学習プログラムによる講義を進めていく中で顕在化していく課題や可能性について連携協議会において共有し、議論された内容を再び学習プログラムにフィードバックするためのつなぎ役という役割を重視しました。

コーディネーターの効果

当該年度のコーディネーターは、当法人開設当初から人工呼吸器に関わる業務を中心的に担い、重度身体障害者への支援に関する知識経験も豊富であったことから、それらの経験を背景に講義会場の環境整備を行い、会場までのアクセスへ配慮することができ、また講義中の介助の手伝いといった役割を其他スタッフと共に担うことで全ての講義で大きな事故もなく完了することができました。また、当該コーディネーターが特別支援学校の技術職として肢体不自由児者の療育支援に長く係る経験を有していたことから、学習プログラムの内容や今後の方向性について連携協議会で議論された内容、特に社会教育の概念を実際の講義に反映する際、担当講師や他のスタッフとのつなぎ役としてこれらの経験が活かされました。

2019年度のコーディネーター

今年度各回の講義を経て学習プログラムを円滑に遂行し得る支援体制を構築できたことから、2019年度は、より「学び」の観点に力点を置いたコーディネーターの開発を目指したいと考えます。これまで教育現場で教員として勤務してきた経験を有する者を1名配置し、障害者の生涯学習及び社会教育の場の創出の必要性を顕在化させて普及啓発に努めると共に、教育機関との連携に努めたいと考えます。また、当該学習プログラムの内容について連携協議会を通じて得られる特別支援学校等で築かれた様々な知見を基に修正を行い、道内外で先駆的事例を実施している事業者への視察を行いながら学習プログラムに反映させたいと考えます。



4. まとめと2019年度に向けて



参加状況

2018年度は、2018年8月から2月にかけて、オリエンテーションを含む全12回の講義を開催しました。テレビや新聞メディアに取り上げられること計4回、それらを目にした障害当事者の方々から期の途中からでも参加したいという申し出があり、またその他にも特別支援学校や普通小学校の教員等を含めた外部からの聴講希望も多かったことが新たな発見となりました。第4回では、講師にお迎えした北星学園大学の田中耕一郎先生のゼミ生8名も参加し、現役学生とともに学びを深めることができました。

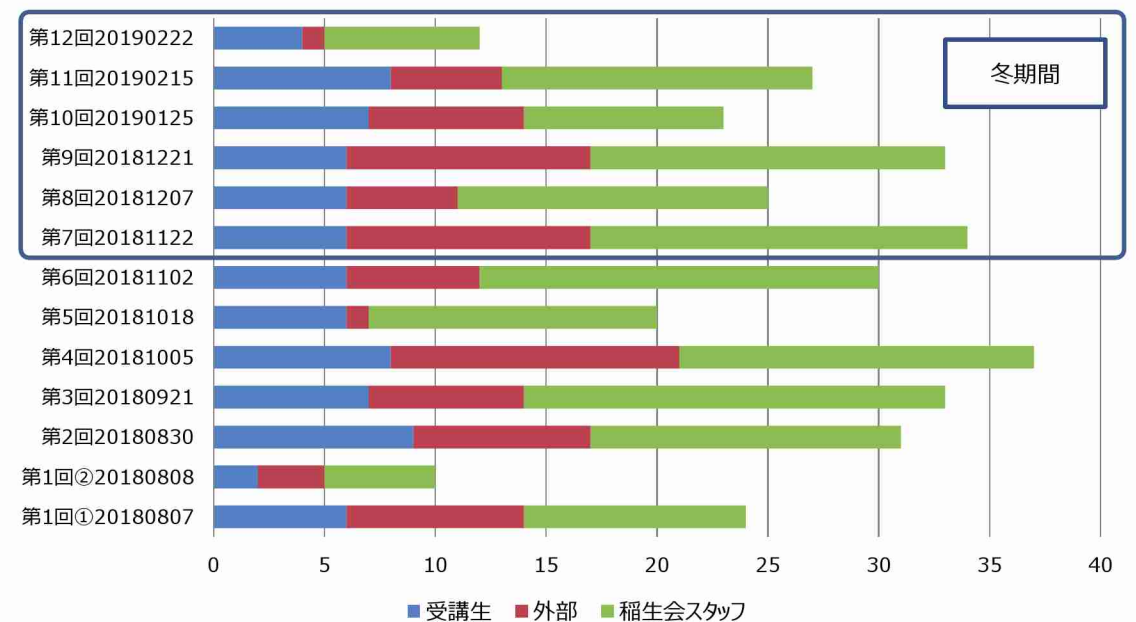
通学という形式上、冬期間の積雪状況によって会場へのアクセスが課題となることを予想していましたが、昨年の札幌で雪が積もり始めた第7回以降も、参加状況に大きな影響を与えることはありませんでした。ただ、駐車場で車両を降りた後の会場までのアクセスが困難な会場が多く、特に北海道大学ではスロープに雪が積まれている状況等を同様の施設管理担当者と共に確認し、今後の大学構内のバリアフリー化の推進に努めることを約束していただくことに繋がりました。

また、初回から準備をしてきたWeb参加による受講を毎回1~2名が利用する状況が続きました。Web参加は自ら視点を移すことができず、ネット環境によっては音声が届かないこともあるため更なる環境改善が必要だと考えます。2018年12月からはOriHimeも導入して選択肢を増やししながら来年度も改善に努めたいと考えます。

運営体制

2018年度は、これまで医療法人稲生会が小児在宅医療の領域において培った医療/看護/福祉介護/生涯学習の経験知識を活かし、人工呼吸器等の高度な医療を日常的に必要なとする重度障害者の卒後の選択肢として、大学相当の研究機会並びに生涯学習の場を創出する際の必要な支援体制等について、研究活動の場「みらいつくり大学」を実践の場として検証してきました。

2年目となる来年度は、初年度の修了生を企画運営側に迎え、これらの研究活動の更なる発展を目指すと共に、知的にも身体的にも重度の障害をもつ重症心身障害者の「学び」について、そのプロセスに関わる関係者の「学び」の相互作用をふまえながらモデル例を対象に実践を展開



し、それらの課題や方法論を検証したいと考えます。

これらの実践をもとに重症心身障害者をも包含する「地域共生社会」の実現可能性について社会教育の観点から研究成果をとりまとめるために、新たな枠組みとして下記2点について取り組んで参ります。

リサーチフェロー

- ・ 2018年度みらいづくり大学修了生の重度障害当事者を想定。
- ・ 講義テーマの選定や講師招聘等も含め、学習プログラムの企画運営を担う。
- ・ 地域共生社会の実現をテーマに障害当事者の視点に基づく研究活動を展開する。

リサーチアシスタント

- ・ 稲生会 事業推進担当スタッフ。多職種（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等）にて構成。
 - ・ リサーチフェローや受講生の研究活動をサポート。
 - ・ 自らも研究当事者として重度障害者とともに研究活動を担い、互いの学びの相互作用について検証を行う。
- 上記に加えて、研究コーディネーターとともに連携協議会との繋がりを重視しながら、一年間の学習プログラムを進めていきたいと考えます。

学習プログラム

2019年度は、地域共生社会の実現といったテーマで、「精神的自立論」「身体的自立論」「社会的自立論」といったテーマに分けて学習プログラムを構成しましたが、実際の講義では、大卒の「地域共生社会」というテーマの中で、講師自身が障害当事者の受講生とディスカッションしてみたい内容を重視してもらいながら、自由に講義内容を設定する形で進んでいきました。それにより、全13回の講義

の内容は多岐に渡り、様々な視点から、参加者全てが自らの「人生」を振り返り、「生きる」ことの意味、そこで「学び」が果たす役割という、障害の有無に関わらない知的好奇心が沸き立つ時間を共有することができたことに繋がったと考えます。

地域共生社会論（講義）

2019年度においても、大卒のテーマを「地域共生社会論」としながら、招聘する講師に具体的な内容の設定は任せる形にしたいと思えます。また、講師の選定も、リサーチフェローとして関わる障害当事者が課題を見つけ、そこから検討を始めるにあたって示唆を得たい講師を招く形を年度の後半から実施できたらと考えます。

表現論（演習）

また、「地域共生社会」の実現に向けて欠かせない能力となる表現力を養うべく、「表現論」の演習を新設したいと考えます。これらは、2018年度の講義内で学生から希望として出された演習形式を取り入れたものであり、第8回の講義で招聘した映画監督 前田哲氏の映画論の発展編として、映画の題材を提供したノンフィクション作家による自分史の書き方講座や演技を取り入れた表現について学ぶ演習等を企画していきます。

重症心身障害者の学びの研究（共同研究）

2018年度にその方法論を議論してきた重症心身障害者の学びの研究を、2019年度によいよ稼働させたいと考えます。まずはモデル研究生を選出し、リサーチアシスタントやリサーチフェロー、その他関係者とともに研究チームを組成します。それらの者で研究計画を策定し、当該研究生に見合った適切な研究テーマや方法論を検討していきます。およそ半年間をかけてチームによる研究活動を展開し、年度内に研究報告を行うことを目指します。